

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 租税特別措置法の規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務に係る手数料等について定めた規定中、引用している同法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。